

神戸市会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程

〔平成25年2月28日〕
〔市会規程第2号〕

改正 平28. 2.24市会規程1、平31. 3.27市会規程1

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月条例第36号）第8条第4項の規定に基づき、政務活動費の収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の開始)

第2条 収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して80日を経過する日の翌日（その日が神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日）からすることができる。

(閲覧場所等)

第3条 収支報告書等の閲覧場所は、市会事務局とする。

- 2 収支報告書等の閲覧は、神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成6年12月規則第72号。以下「規則」という。）第2条に規定する勤務時間（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項第2号及び第3号に規定する本市の休日並びに規則第3条に規定する休憩時間を除く。）中に行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、議長が特に必要と認めるときは、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧方法等)

第4条 収支報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧請求書（別記様式）に所定の事項を記載しなければならない。

- 2 閲覧者は、収支報告書等を閲覧する際は、係員の指示に従わなければならない。
- 3 閲覧者は、前条第1項に規定する閲覧場所以外に収支報告書等を持ち出すことができない。
- 4 閲覧者は、収支報告書等を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平28. 2.24市会規程1）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平31. 3.27市会規程1）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。